

日本学生支援機構

緊急特別無利子貸与型奨学金募集について

(通学課程の学部生・短期大学部生・大学院生対象)

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への深刻な影響が出ている学生を対象に、学業を継続できるよう、緊急の支援策として一定期間(2021年3月まで)貸与される奨学金です。本奨学金は、日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ、利子分を国補填し、実質無利子にて貸与されるものです。

2. 対象者

- (1) 第二種奨学金の推薦基準(人物・学力・家計)を満たしていること
※既に第一種奨学金の貸与を受けている方についても、「緊急特別無利子貸与型奨学金」については併用貸与の基準ではなく、第二種奨学金の基準(人物、学力、家計)による選考を行います。
- (2) 第二種奨学金の貸与(申請中を含む)を受けていないこと
- (3) 家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間150万円以上(授業料を含む)ではないこと)
- (4) 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- (5) 本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(前月比 50%以上減少)したこと

3. 貸与期間

- 貸与始期 2020年4～9月から選択可
- 貸与終期 2021年3月迄(2020年度限りの貸与)

4. 貸与月額

- 学部生・短期大学部生
2～12万円の範囲から1万円単位で選択
医学部は12万円を選択した場合4万円増額(月額16万円)、薬学部は12万円を選択した場合2万円増額(月額14万円)が可能
- 大学院生
5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択
法科大学院生のみ15万円を選択した場合、4万円の増額(月額19万円)か7万円増額(月額22万円)が可能

5. 保証制度

- 出願時に「機関保証」か「人的保証」のいずれかを選択してください

6. その他

- 申請には収入に関する証明書類が必要です。P3～P4をご参照ください。
- この制度の詳細については下記をご参照ください

☆日本学生支援機構Webサイト

「緊急特別無利子貸与型奨学金」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyumurishi/index.html>

申込書類請求受付期間 2020年6月18日(木)～21日(日)※期限厳守

以下のアドレスから必要事項をご記入の上書類請求のメールをしてください。

申込書類を郵送いたします。

Mail:sangyo_gakusei@fuk.kindai.ac.jp

必要事項

件名：緊急特別無利子奨学金申込書類希望

本文：学籍番号

学科

学年

氏名

住所(確実に書類を受け取ることのできる住所をご入力ください)

携帯番号

申込書類受付期限 2020年6月30日(火) 郵送必着

※下記宛先に必ず簡易書留にて郵送ください。

〒820-8555

福岡県飯塚市柏の森11-6

近畿大学 産業理工学部 学生支援課 緊急特別無利子貸与型奨学金受付係 宛

お問合せ先

産業理工学部学生支援課

TEL 0948-22-5655

受付時間 平日9:00～17:00

収入に関する証明書類について

全員必須

☆生計維持者の収入に関する証明書（学部生・短期大学部生と大学院生で異なります）

学部生・短期大学部生

父と母がいる場合：父と母の両方の証明書が必要

ひとり親の場合：父または母（本人と生計を一にしている人）の証明書

※父母がいない場合は、父母に代わる生計維持者の証明書を提出してください。

○提出書類

2019年度（2018年1月～12月分）の所得証明書

※自治体によっては、2020年度（2019年1月～12月分）の課税（所得）証明書の

発行が可能な場合がありますが、今回の申し込みは、**2019年度（2018年1月～12月分）の課税（所得）証明書を提出してください。**

※証明書の給与収入・所得の欄が空白、または「*」アスタリスクが記載されているものは証明書として認められません。無職で0円の場合でも、「0」と記載されているものがが必要です。

※2018年1月2日以降に生計維持者の転職・退職等により収入に変化が生じた方

給与収入の場合 直近3ヶ月分の給与明細

個人経営の場合 直近3ヶ月分の損益計算書等売上と経費の分かるもの

2018年1月2日以降に退職し現在も無職の方は、雇用保険受給資格者証（両面）または離職票、退職証明書等

☆ひとり親の場合は、原則、所得証明書の所得控除内訳の寡婦（寡夫）控除欄の記載により、確認させていただきます。所得控除内訳の寡婦（寡夫）控除の申請ができない場合は、以下の書類を提出ください。

①源泉徴収票、確定申告書に「寡婦・寡夫」が記載されているもの

②戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

家族全員が記載されているもの（親権者と本人の関係を確認）

③児童扶養手当に関する証明書（受給中のもの）

④遺族年金の「年金振込通知書」または「年金額確定通知書」

大学院生

○提出書類

2019年度（2018年1月～12月分）の所得証明書

※2018年1月2日以降に収入に変化が生じた方は学部生の提出書類を参照してください。給与明細等提出が難しい場合は、アルバイトの年間収入見込を自己申告で記入してください。

提出任意

☆家庭からの多額の仕送りが無い(目安:年額150万円以上(授業料を含む))

2020年1月以降の預貯金通帳等の写し

※仕送り額が確認できるページ(1ヶ月分など、参考になるページ)

書類が提出できない場合は自己申告にて提出ください(様式は任意)

☆1ヶ月分のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てている

アルバイトの収入額と生活費に使っている支出額を提出ください。(様式は任意)

☆コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少(前月比50%以上)している

アルバイト先からの減額前と減額後の給与明細(2020年1月以降の2ヶ月分)

書類が提出できない場合は自己申告にて提出ください(様式は任意)